

優先交渉権者決定基準（案）

改定版（H27.8.3） 優先交渉権者決定基準（案）

別表 提案書の評価項目と配点表 P4

5	住民サービス 【様式 6-5】	1	住民負担の軽減	① 浄化槽の補強、障害物の移設、排水設備、放流管工事等における対応	10
				② 本事業（浄化槽設置工事）との関連した水回りの改造工事、住宅リフォームの需要への対応、その他住民負担の軽減に関する提案	
		2	住民サービスの向上	住民向けの窓口の開設、浄化槽の使用にあたり発生するニーズへの対応、その他住民の高齢化等地域の実情を踏まえ、住民サービスを向上させるための提案等	5
6	自由提案 【様式 6-6】	1	大型浄化槽	10 人槽以上 50 人槽未満の浄化槽についての提案	2
		2	その他	特に強調したい工夫	2
合計					75

別表 提案書の評価項目と配点表 P4

5	住民サービス 【様式 6-5】	1	住民負担の軽減	③ 浄化槽の補強、障害物の移設、排水設備、放流管工事等における対応	5
				④ 本事業（浄化槽設置工事）との関連した水回りの改造工事、住宅リフォームの需要への対応、その他住民負担の軽減に関する提案	
		2	住民サービスの向上	住民向けの窓口の開設、浄化槽の使用にあたり発生するニーズへの対応、その他住民の高齢化等地域の実情を踏まえ、住民サービスを向上させるための提案等	5
6	自由提案 【様式 6-6】	1	大型浄化槽	10 人槽以上 50 人槽未満の浄化槽についての提案	2
		2	その他	特に強調したい工夫	2
合計					75

事業契約書（案）	改定版（H27.8.3） 事業契約書（案）
<p>(設置期間中の不可抗力による損害)</p> <p>第 18 条 <u>第 21 条</u>に規定する合格通知の交付前に、天災等（要求水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で管理者等及び選定事業者双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは設置機械器具に損害が生じたときは、選定事業者は、その事実の発生後直ちにその状況を管理者等に通知しなければならない。</p> <p>2 管理者等は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を選定事業者に通知しなければならない。</p> <p>3 選定事業者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用（選定事業者が善良な管理者の注意義務を怠った事に基づくもの及び<u>第 55 条</u>第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の負担を管理者等に請求することができる。</p> <p>(維持管理期間中の不可抗力)</p> <p>第 28 条 <u>第 21 条</u>第 5 項に規定する合格通知の交付後に、不可抗力により、この契約に従った維持管理業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又は損害が生じたときは、選定事業者は、その事実の発生後直ちに履行不能の内容及び理由並びに損害の状況を管理者等に通知しなければならない。</p> <p>(維持管理期間中の不可抗力による損害)</p> <p>第 29 条 管理者等は、選定事業者から前条第 1 項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（選定事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び<u>第 55 条</u>第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の状況を確認し、その結果を選定事業者に通知しなければならない。</p> <p>(第三者の責に帰すべき事由による P F I 施設の損害)</p> <p>第 30 条 <u>第 21 条</u>第 5 項に規定する合格通知の交付後に、第三者の責に帰すべき事由により P F I 施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、選定事業者の責任及び費用負担において行う。</p> <p>(管理者等の解除権)</p> <p>第 44 条 管理者等は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1)～(9)</p> <p>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、選定事業者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として管理者等の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>(設置期間中の不可抗力による損害)</p> <p>第 18 条 <u>第 20 条</u>に規定する合格通知の交付前に、天災等（要求水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で管理者等及び選定事業者双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは設置機械器具に損害が生じたときは、選定事業者は、その事実の発生後直ちにその状況を管理者等に通知しなければならない。</p> <p>2 管理者等は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を選定事業者に通知しなければならない。</p> <p>3 選定事業者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用（選定事業者が善良な管理者の注意義務を怠った事に基づくもの及び<u>第 54 条</u>第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の負担を管理者等に請求することができる。</p> <p>(維持管理期間中の不可抗力)</p> <p>第 28 条 <u>第 20 条</u>第 5 項に規定する合格通知の交付後に、不可抗力により、この契約に従った維持管理業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又は損害が生じたときは、選定事業者は、その事実の発生後直ちに履行不能の内容及び理由並びに損害の状況を管理者等に通知しなければならない。</p> <p>(維持管理期間中の不可抗力による損害)</p> <p>第 29 条 管理者等は、選定事業者から前条第 1 項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（選定事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び<u>第 54 条</u>第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の状況を確認し、その結果を選定事業者に通知しなければならない。</p> <p>(第三者の責に帰すべき事由による P F I 施設の損害)</p> <p>第 30 条 <u>第 20 条</u>第 5 項に規定する合格通知の交付後に、第三者の責に帰すべき事由により P F I 施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、選定事業者の責任及び費用負担において行う。</p> <p>(管理者等の解除権)</p> <p>第 44 条 管理者等は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1)～(9)</p> <p>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、選定事業者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として管理者等の指定する期間内に支払わなければならない。</p>

事業契約書（案）	改定版（H27.8.3） 事業契約書（案）
<p>(1) <u>第 21 条</u>に規定する合格通知の交付前に解除された場合 毎年度の P F I 施設整備・運営に係るサービス対価（P F I 施設整備・運営に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む）の 10 分の 1 に相当する額</p> <p>(2) <u>第 21 条</u>に規定する合格通知の交付後に解除された場合 1 年間の維持管理費に相当する額のサービス対価（消費税及び地方消費税相当額を含む）の 10 分の 1 に相当する額</p> <p>（完工前の解除の効力） 第 48 条 管理者等は<u>第 21 条</u>に規定する合格通知の交付前にこの契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した浄化槽の所有権移転を行うものとする。</p> <p>（選定事業者の帰責事由による解除の場合の特例） 第 49 条 <u>第 21 条</u>に規定する合格通知の交付前にこの契約が第 44 条第 1 項の規定に基づき解除された場合には、次のいずれかに該当するときを除き、前条第 1 項の規定にかかわらず、管理者等は、選定事業者に対して、P F I 施設を取り壊して民有地等を原状回復するように求めることができる。この場合において、当該原状回復の費用は、選定事業者の負担とする。</p> <p>（完工後の解除の効力） 第 50 条 管理者等は、<u>第 21 条</u>に規定する合格通知の交付後にこの契約が解除された場合においては、選定事業者にあらかじめ通知を行い、当該解除の日から 30 日以内に P F I 施設の現況を確認するための検査を行うものとする。この場合において、管理者等は、P F I 施設がこの契約又は関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。</p>	<p>(1) <u>第 20 条</u>に規定する合格通知の交付前に解除された場合 毎年度の P F I 施設整備・運営に係るサービス対価（P F I 施設整備・運営に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む）の 10 分の 1 に相当する額</p> <p>(2) <u>第 20 条</u>に規定する合格通知の交付後に解除された場合 1 年間の維持管理費に相当する額のサービス対価（消費税及び地方消費税相当額を含む）の 10 分の 1 に相当する額</p> <p>（完工前の解除の効力） 第 48 条 管理者等は<u>第 20 条</u>に規定する合格通知の交付前にこの契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した浄化槽の所有権移転を行うものとする。</p> <p>（選定事業者の帰責事由による解除の場合の特例） 第 49 条 <u>第 20 条</u>に規定する合格通知の交付前にこの契約が第 44 条第 1 項の規定に基づき解除された場合には、次のいずれかに該当するときを除き、前条第 1 項の規定にかかわらず、管理者等は、選定事業者に対して、P F I 施設を取り壊して民有地等を原状回復するように求めることができる。この場合において、当該原状回復の費用は、選定事業者の負担とする。</p> <p>（完工後の解除の効力） 第 50 条 管理者等は、<u>第 20 条</u>に規定する合格通知の交付後にこの契約が解除された場合においては、選定事業者にあらかじめ通知を行い、当該解除の日から 30 日以内に P F I 施設の現況を確認するための検査を行うものとする。この場合において、管理者等は、P F I 施設がこの契約又は関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。</p>